

# ～新会社法が施行されます～

いよいよ5月から新「会社法」が施行される予定です。ここでは簡単に皆様に関係のある部分のみをピックアップしてみました。他にも改正点がございますので、詳しくは会社法等をご確認ください。

## ・ 有限会社と株式会社の分別の撤廃

今までは株式会社(さらに大・中・小会社の区分がありました)と、有限会社という区分によって制度が異なっていました。新「会社法」の基では「株式譲渡制限会社」と「公開会社」の2つに区分されます。資本金や社員数に制限が無くなり、1人でも株式会社が設立できるようになります。

## ・ 既存の有限会社はどうすればいい？

将来的には株式会社へ移行せざるを得なくなるとは思われますが、現在はそのまま有限会社として存続できます。特別に手続きも不要です。(この状態を特例有限会社といいます)

なお、言葉的には「社員」や「口数」というものがなくなるので、「株主」「株」と明記されます。

## ・ 株式会社へ移行するにはどうすればいい？

株式会社への商号変更と登記をすれば簡単にできます。その際、登録免許税や認証費用・印紙などがかかります。それ以外にも広告(名刺・ハンコ・看板等)にもコストがかかります。しかし、社外的な信頼性は向上します。

また、全ての株式会社で決算公告が義務付けられます。株式譲渡制限会社であっても決算公告が義務付けられますので、この機会にインターネットを利用したの公告を検討してはいかがでしょうか？

有限会社を株式会社へ変更した場合、役員に任期があることを忘れないで！

有限会社では役員に任期がありませんでしたが、株式会社では最長10年の任期となり、変更手続きが必要です。

## ・ 既存の株式会社は変更がないの？

既存の株式会社でも、上記にも記載しましたが「株式譲渡制限会社」と「公開会社」にわけられます。今までは役員は3名必要で、取締役会及び監査役の設置が義務づけられていましたが、4月からは定款を変更することにより、最もシンプルな会社では、取締役1人のみでも可能となりますので、会社の形態にあった機関(取締役・監査役・会計参与等)設計が必要となります。

## ・ 決算書の記載が変わります！

従来の「営業報告書」は「事業報告書」に名称が変わります。「利益処分案(損失処理案)」の作成義務はなくなりますが、代わりに剰余金の変動等を示すものとして「株主持分変動計算書」の作成が義務付けられます。

## ・ 株式及び配当についてどう代わるの？

- 1, 相続や合併により取得した者に対して株式の売り渡しを請求することができます。
- 2, 株式譲渡制限会社において、議決権制限株式の発行上限規制が撤廃されました。

- 3, 株主に対する金銭等の分配と自己株式の有償取得を、「剰余金の分配」として統一されました。
- 4, 株主総会の決議により、いつでも「剰余金の分配」が可能となりました。
- 5, 期間中において決算手続きに準じた手続き(臨時計算書類の作成)を行うことにより、分配可能額に期間損益を反映することができるようになりました。(第 441 条、第 461 条)
- 6, 株式会社の純資産額が300万円を下回る場合は、「剰余金の分配」はできません。(第 458 条)

## 新「会社法」における自社の対応をチェックしてみましょう

### 1、取締役会の設置

取締役のみとするか、3人以上の取締役による取締役会を設置するか検討したか .....

### 2、取締役会非設置会社の場合

#### (監査役を設置)

取締役会を設置しない会社においては、監査役を設置するか検討したか .....

監査役に対して監査範囲を会計に関するものに限定するか否か検討したか .....

\*監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く

#### (会計参与の設置)

会計参与の設置を検討したか .....

\*会計監査人設置会社は、監査役を置かなければなりません

### 3、取締役会設置会社の場合

#### (監査役または監査役会の設置)

取締役会を設置する会社においては、監査役会を設置するか検討したか .....

\*取締役会設置会社は、監査役を置かなければならない

会計参与の設置により、監査役および監査役会を置かないことを検討したか .....

\*株式譲渡制限会社は、会計参与を設置することにより監査役及び監査役会を設置しなくてもよい

監査役に対して監査範囲を会計に関するものに限定するか否か検討したか .....

\*監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く

#### (会計参与の設置)

会計参与の設置を検討したか .....

### 4、取締役・監査役の任期

#### (取締役の任期)

取締役の任期は原則2年であるが、定款変更により任期を延長することを検討したか .....

#### (監査役の任期)

監査役の任期は原則4年であるが、定款変更により任期を延長することを検討したか .....

なお、不明な点等はお気軽にご質問ください。

◆参考文献

「新会社法 3 3 問 3 3 答」(中小企業庁)

「新しい会社法のポイントと中小企業の対応策」

(株TKC出版) 他

## 編集後記

5月頃施行予定の新「会社法」ですが、当初は4月1日施行の予定でした。50年ぶりの大改革でなかなか手間取っているのが伺えます。50年前といえば戦後まもなくですから、手間取るのもあたりまえですね。施行日がまだはっきり分かっていないのが原状です。これを機に創業しようという人が増えると良いですが…。既存の会社についても今後どのように運営していくのか検討が必要です。今一度、ご自分達の会社について見直してみたいはいかがでしょう？